

# 漁港漁場関係事業委託業務成績評定評価委員会設置要領

制 定 平成21年10月13日青漁整第375号  
最終改定 令和 7年 3月28日青漁整第729号

## (目的)

第1条 第1条この要領は、「漁港漁場関係事業委託業務成績評定通知要領」（以下「評定通知要領」という。）第4条第2項の委託業務成績評定評価委員会に関する事項を定めるものである。

## (委員会の設置)

第2条 農林水産部水産局漁港漁場整備課が所掌する委託業務の成績評定（以下「評定」という。）の適正な運用を図り、並びに受託者からの評定の内容に関する説明請求に対し適切に対応するため、農林水産事務所に委託業務成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）を置くものとする。

## (委員会の事務)

第3条 委員会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 評定通知要領第4条第2項の規定による説明請求に対する回答に係る意見に関すること。
- (2) その他説明請求の回答にあたって必要な事項に関すること。

## (委員会の委員及び組織)

第4条 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長は農林水産事務所長を、委員は次長及び農林水産事務所水産事務所の所長及び課長をもって充てる。  
2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

## (意見の聴取)

第5条 委員長は、第3条の審議を行うにあたり、意見を聴取するため、漁港漁場関係事業委託業務成績評定要領第3条に規定する評定者を委員会に出席させることができる。

## (委員会の招集)

第6条 委員会は、委員長が必要と認めたときに委員長が招集する。

## (委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、農林水産事務所水産事務所建設課又は計画指導課が行う。

## 附 則

この要領は、平成21年10月15日から施行する。

この要領は、令和 7年 4月 1日から施行する。